

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立図書館システム保守業務委託
担当部・課名	生涯学習部・図書館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士通 Japan 株式会社 大阪市中央区城見2丁目2番6号富士通関西システムラボラトリ
契約金額(税込)	¥18,441,720-
契約締結日	令和3年12月1日
契約期間	契約締結日～令和9年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	本業務における図書館システムについては、プロポーザル方式により特定された富士通 Japan 株式会社と、令和3年10月1日に契約が成立している。保守業務はシステムと不可分であるため、システム選考時に参考として項目に含め併せて評価したものである。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士通 Japan 株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））給付に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども家庭課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	3, 875, 520円
契約締結日	令和3年12月6日
契約期間	令和3年12月6日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は芸術の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））給付事業は、児童手当の受給者等を対象にしており、児童手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	大阪版自治体情報セキュリティクラウド機器更改に伴う設定変更業務委託
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額（税込）	550,000円
契約締結日	令和3年12月8日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、大阪府が整備する大阪版自治体情報セキュリティクラウドの機器更改に伴い、本庁舎内の既設ネットワーク機器の設定変更及び疎通確認等の作業を行うものである。</p> <p>株式会社南大阪電子計算センターは、本市の既設ネットワークを構築し、保守管理を受託しているため、本業務を履行できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市ポストコロナ移住定住プロモーション基盤整備業務
担当部・課名	未来創生部政策共創室
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部 大阪市中央区備後町 3-4-1 山口玄ビル 6 階
契約金額(税込)	9,075,000 円
契約締結日	令和3年12月9日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</li> <li><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</li> <li><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</li> <li><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</li> </ul> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</li> <li><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</li> <li><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</li> <li><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</li> <li><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</li> </ul> <p>本委託業務は、社会的なリビングシフトへのニーズに対応し、首都圏や中心都市部からの移住・定住の促進を図ることとして、特に、子育て世帯をメインターゲットに、まちの魅力とともに子育て環境や日常生活に関する魅力について、動画・ウェブサイトを制作し、市内外へ発信することにより関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進を図っていくものであり、価格だけではなく、当該業務を履行する企画力や技術力、遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「阪南市ポストコロナ移住定住プロモーション業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会において、本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び独自性の高い提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立文化センター空調機用オイルタンク油面計更新工事
担当部・課名	都市整備部・都市総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 OAP タワー38F
契約金額（税込）	￥1,815,000 円
契約締結日	令和3年12月9日
契約期間	令和3年12月9日から令和4年3月15日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p>□契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本工事は令和3年10月1日に指名競争入札を実施予定でしたが不調となり、指名替えを行い、再度、令和3年11月11日に指名競争入札の実施を試みましたが不調となりました。</p> <p>本工事は一部製品納期が60日のため、準備期間や施工期間を考慮すると契約工期が約3.5ヶ月必要であり、再度の入札を行うと工期の確保ができず、早期の発注が必要であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行うものです。</p> <p>なお、業者選定にあたっては、当初建設時に施工したアズビル株式会社(旧株式会社山武)から見積り徴取を行い、見積額が予定価格以下であったため契約を締結し、速やかに現場着手を図るものでした。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	(仮称) 阪南テレワークステーション什器・家具設置業務委託
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社オカムラ 大阪支店 大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA 21階
契約金額(税込)	10,247,336円
契約締結日	令和3年12月13日
契約期間	契約締結の日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、テレワークステーションをより魅力ある空間として整備することが求められることから、価格だけでなく、当該施設の利用促進の観点から契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「(仮称)阪南テレワークステーション什器・家具設置業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、当該施設を集客の期待できる施設とするためのデザイン性や機能性に優れた什器・家具を提案していることなどが高く評価できるとし、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市地域子育て支援事業運営業務委託
担当部・課名	こども未来部 こども家庭課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	NPO法人 子どもNPOはらっぱ 阪南市下出 447-5
契約金額（税込）	¥22,701,000-（非課税）
契約締結日	令和3年12月24日
契約期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、行財政構造改革プランにおいて、令和4年度から、直営実施の「地域子育て支援拠点事業」を民間委託するため、現在、委託実施の子育て支援事業と再編し「阪南市地域子育て支援事業」として一体的に実施できる民間事業者に業務の委託を行うものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、本業務の仕様に基づき提出された企画提案書を審査する方が優れた成果を期待できるため、「阪南市地域子育て支援事業運営業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会要綱」を設置し、プロポーザル方式により業者選定を行うこととした。</p> <p>「阪南市地域子育て支援事業運営業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」では、NPO法人子どもNPOはらっぱが、本市の求める子育て支援事業の趣旨に適合した提案がされていることや、地域に根差した子育て支援事業の実績、保護者や子どもに寄り添う支援の考え方等が評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、NPO法人子どもNPOはらっぱと随意契約する。</p>